

# 測量・建設コンサルタント業務等用

## 平成 31・32 年度久御山町測量・建設コンサルタント業務等 競争入札等参加資格審査申請要領

平成 31・32 年度において久御山町が発注する測量・建設コンサルタント業務等の競争入札等に参加を希望される方は、下記事項を留意の上、申請を行ってください。

### 記

#### 1 申請業種区分

- (1) 測量
- (2) 建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 建築関係建設コンサルタント業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- (6) 環境測定業務
- (7) その他のコンサルタント業務

#### 2 申請できる者の資格

- (1) 営業に関し法律上必要な資格を有し、かつ、登録を必要とする業種については、当該業種区分に基づく当該営業の部門登録を受けている者。
  - ① 測量、建設コンサルタント、地質調査、建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント業務を希望する場合、次のいずれかの登録を受けていること。
    - ・ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録
    - ・ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
    - ・ 地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
    - ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録
    - ・ 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
  - ② 環境測定業務（「濃度」「特定濃度」「音圧レベル」「振動加速度レベル」の 4 区分）を希望する場合、希望する各区分について、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の規定による都道府県知事の登録を受けていること。
  - ③ その他の該当するコンサルタントを行うについて必要な許認可

業種一覧表

業種区分	業務内容
①測量	測量一般、地図の調整、航空測量
②建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
③地質調査業務	地質調査業務
④建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理（建築・電気・機械）、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画
⑤補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
⑥環境測定業務	濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベル
⑦その他	不動産鑑定、土地家屋調査、土壌汚染指定調査 等

- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 直前2年の各営業年度に完成業務高のあること。
- (4) 申請日現在において久御山町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 久御山町暴力団排除条例（平成25年久御山町条例第15号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

3 受付期間及び提出方法等

- (1) 提出書類 別表「提出書類一覧」のとおり
- (2) 提出部数 1部
- (3) 受付期間 平成31年1月15日（火）から平成31年2月15日（金）  
※受付期間内消印有効
- (4) 提出方法 原則郵送
- (5) 提出先 〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地  
久御山町役場 総務部 行財政課 行政管財係 あて

4 提出に係る注意事項

- (1) 送付に際しては、申請書類及びファイル等が折れ曲がることのないように注意

- し、「平成 31・32 年度入札等参加資格審査申請書類在中」と明記してください。
- (2) 提出締切日の消印まで有効とします。
- (3) 受領書を送付するための返信用封筒（82 円切手貼付、宛名記入済み）を同封してください。
- (4) 郵送の不着による責任は一切負いません。また、料金不足の場合は受け取りません。
- (5) 持参された場合、申請書類の受け取りは行いますが、窓口での審査は行いませんので、持参の場合も必ず受領書を送付するための返信用封筒（82 円切手貼付、宛名記入済み）を同封してください。
- (6) 申請書類に不備があった場合には、書類番号 14『申請書類点検表』にご記入いただいた問い合わせ先へ、電話にて連絡します。書類不備等の場合の再提出については平成 31 年 3 月 1 日（金）を提出期限とし、期限までに再提出等が確認できない場合には、未受理と同じ扱いとします。

## 5 提出書類の綴じ方

提出書類は、別表「提出書類一覧」に従い、次のように提出してください。

- (1) 提出書類は、A 4 版に統一し、A 4 縦紙フラットファイルに綴じてください。  
※ファイルの色指定はなし。
- (2) ファイルの表紙及び背表紙に「平成 31・32 年度久御山町測量・建設コンサルタント業務等競争入札等参加資格審査申請書」及び「会社名（商号又は名称）」を記入してください。
- (3) 書類番号 1～12 の書類の右端には書類番号を記入したインデックスを付けてください。
- (4) 書類番号 14『申請書類点検表』により提出する書類を点検し、提出漏れがないことを確認（提出者点検欄に○印を記入）し、ファイルの一番手前に綴じてください。
- (5) ファイルに綴じる順番は以下のとおりします。

綴じる 順番	提出書類	備考
① (手前)	・ 書類番号 14『申請書類点検表』	・ 書類の提出漏れがないことを確認し、提出者点検欄に「○」印を記入する。
② (後ろ)	・ 書類番号 1～12	・ 番号を記入したインデックスをそれぞれに貼付し、手前から書類番号順に並べて綴じること。

- (6) 書類番号 13『久御山町業者登録票』、書類番号 15『受領書』、書類番号 16『返信用封筒』は、ファイルに綴じ込まずに提出してください。

## 6 その他

- (1) 当該申請に係る有資格者登録の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間です。
- (2) 有資格者登録の有効期間中、申請できる者の資格を欠くに至ったときは、有資格者の登録を取り消します。

- (3) 申請書及びその他の提出書類に故意に虚偽の事実を記載した場合は、当該有資格者の登録を取り消します。
- (4) 年間にわたって支店等に入札（見積）、その他の契約にかかわる一切の権限を委任する場合は、委任状を提出してください。この場合の受任者は、当該支店等の代表者としてください。
- (5) 申請後において、当該申請事項に変更があった場合は、町の様式を使用し、ただちに変更届を提出してください。（申請書と同じ印を使用してください）
- (6) 受付期間以外での新たな登録申請は、どのような事情とも一切受け付けません。
- (7) 他部門（建設工事、物品供給・役務提供等）へも登録を希望される場合は、各部門ごとに申請書類の提出が必要です。各部門ごとに申請書類をファイルに閉じて提出して下さい。
- (8) 本社と営業所等の重複申請のないようご注意ください。  
（本社と本社から委任された支店等や、複数の支店等が同じ部門に登録はできません。）
- (9) 提出書類及び記載内容について不備があるときは、有資格者の登録ができませんので、申請にあたっては十分留意のうえ提出してください。
- (10) 審査に必要があるときは、指定する提出書類以外の書類等の資料を求めることがあります。この場合、その資料が別に指定する期限内に提出されないときは、事実確認ができないものとして、有資格者の登録ができない場合があるので留意ください。
- (11) 当該申請による有資格者名簿は、水道及び下水道事業においても使用します。
- (12) その他不明な点は、総務部行財政課までお問い合わせください。

〔直通〕 電話番号 075(631)9992 又は 0774(45)3924

〔代表〕 電話番号 075(631)6111 又は 0774(45)0001

## 提出書類一覧

提出書類		留意事項
1 測量・建設コンサルタント業務等競争入札等参加資格審査申請書 久御山町様式1-2	原本	・代表者印（実印）を押印すること。
2 委任状 久御山町様式2-2	原本	・支店等に年間委任をする場合のみ提出すること。 ・受任者は、支店等の代表者とする事。 ・委任者印、受任者印を必ず押印すること。
3 営業の登録を証する書類 様式は官公庁のもの	写し	・建設コンサルタント登録業者、地質調査業者及び補償コンサルタント登録業者は、当該登録についての通知書 ・測量業者、建築士事務所登録業者及び不動産鑑定士事務所登録業者は、当該登録についての通知書又は証明書 ・計量証明事業の登録証明書は都道府県によっては発行されないことがあるので、その場合、登録簿の謄本に原本と相違ない旨の証明を受けたもの。 ※登録の更新手続中の場合は、従前の営業登録通知書又は営業登録証明書を添付することとし、登録後は速やかに通知書、証明書を提出すること。
4 使用印鑑届 久御山町様式3	原本	・入札・見積、契約締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑を押印すること。 ・申請者印は、1の「申請書」と同じ実印を押印すること。
5 営業所一覧表 任意（久御山町様式4）	写し 可	・様式は任意とし、営業に必要な登録を受けた営業所について記載すること。 ・本社（店）のみの場合でも記入し、提出すること。
6 登記事項証明書 （商業登記簿謄本）	写し 可	・法人のみ提出すること。 ・登記事項証明書は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書とする。 ・申請日の前3箇月以内に発行されたもの。
7 業務経歴書	写し 可	・様式は任意とする。 ・直前2年間の主な完成業務を記載のこと
8 技術者経歴書	写し 可	・様式は任意とする。 ・資格、経歴等の記載されたもの。 ※過大となる場合は、担当営業所等所属技術者を抜粋した名簿も可とする。
9 町税の完納証明書 本町税務課発行のもの	写し 可	・久御山町に納税義務のある場合のみ提出すること。 ・個人事業主は、代表者個人を対象とする。 ・久御山町発行の「完納証明書」で、申請日の3箇月前以降に発行されていること。 ・久御山町に納税義務がない場合は、点検表の「□ 町税納税義務なし」に「✓」を記入すること。

10 消費税及び地方消費税の納税証明書	写し 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務署発行の「①国税通則法施行規則別紙第9号書式その3・②同規則別紙第9号書式その3の2・③同規則別紙第9号書式その3の3」のいずれか1枚で、申請日の3箇月前以降に発行されたもの。</li> <li>・ 免税業者の場合でも提出すること。</li> </ul>
11 現況報告書	写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設コンサルタント登録業者、地質調査業者及び補償コンサルタント登録業者のみ、それぞれの規程の第7条に規定する「現況報告書」を提出すること。</li> <li>・ 国土交通省確認印のあるものとする。</li> </ul>
12 財務諸表又は決算報告書	写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式は任意とする。</li> <li>・ 「11 現況報告書」の提出者は不要。</li> <li>・ 直前1年間の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書を提出すること。</li> </ul>
13 平成31・32年度久御山町業者登録票 (測量・建設コンサルタント業務等)	原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「様式9-2記載方法」を参照のこと。</li> <li>・ <u>委任の場合は、受任者の支店等の名称、郵便番号、電話番号、所在地、氏名等を記入すること。</u></li> </ul>
久御山町様式9-2		
14 申請書類点検表 (測量・建設コンサルタント業務等)	原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請内容等について問い合わせができる連絡先についても記入すること。</li> </ul>
15 受領書 (測量・建設コンサルタント業務等)	原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前記入箇所について記入すること。</li> </ul>
16 返信用封筒	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>82円切手を貼付したもので、宛名(送付先)を記入済みのもの</u></li> </ul>

久御山町様式 1 - 2

測量・建設コンサルタント業務等

競争入札等参加資格審査申請書

平成 年 月 日

(あて先) 久御山町長

平成 31・32 年度において、久御山町が発注する測量・建設コンサルタント業務等に係る競争入札等に参加したいので、必要書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないこと、契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと及び久御山町暴力団排除条例（平成 25 年久御山町条例第 15 号）第 2 条第 4 号の暴力団員等又は同条第 5 号の暴力団密接関係者でないことを誓約します。

住所又は所在地	〒		
ふりがな			
商号又は名称			
ふりがな			
役職名			
ふりがな			
代表者氏名	実印		
電話番号		F A X	
資本金又は 元入金	千円	メールアドレス (代表)	
営業年数	年	従業員数	人

# 委任状

平成 年 月 日

(あて先) 久御山町長

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

## 記

### 委任事項

- 1 入札及び見積に関する権限
- 2 契約の締結、変更及び解除に関する権限
- 3 契約代金、前払金及び保証金等の請求受領に関する権限
- 4 入札に関して復代理人を選任する権限
- 5 その他契約に関する一切の権限

### 委任期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

### 委任者

所在地	
商号又は名称	
職名、氏名	実印

### 受任者

所在地	〒		
ふりがな	-----		
支店等の名称			
ふりがな	-----		
職名			
ふりがな	-----		
氏名	使用印		
電話番号		F A X	
メールアドレス (代表)			

# 使用印鑑届

平成 年 月 日

(あて先) 久御山町長

下欄に押印した印鑑を、入札・見積への参加、契約の締結・変更及び解除並びに代金の請求及び受領のために使用しますので届けます。

## 使用印鑑

所在地

申請者 商号又は名称

代表者

実印



平成 31・32 年度久御山町業者登録票（測量・建設コンサルタント業務等）

受付番号	測・コン						
ふりがな			法人・個人の区分				
名称又は商号			1 法人 2 個人				
電話番号	— —	FAX 番号	— —				
郵便番号	—	メールアドレス					
所在地							
代表者（受任者） の役職・氏名		資本金	千円				
<b>有資格者数（人）</b>							
技術士	一級建築士	人	第一種電気主任技術者	人			
総合技術監理部門（地質除く下記科目）	二級建築士	人	伝送交換主任技術者	人			
建設部門	建築設備士	人	線路主任技術者	人			
農業部門	建築積算資格者	人	APEC エンジニア	人			
森林部門	一級土木施工管理技士	人	RCCM	人			
水産部門	二級土木施工管理技士	人	地質調査士	人			
上下水道部門	測量士	人	補償業務管理士	人			
衛生工学部門	測量士補	人	公共用地経験者	人			
電気電子部門	環境計量士	人					
機械部門	不動産鑑定士	人					
情報工学部門	不動産鑑定士補	人					
総合技術監理部門（地質調査）	土地家屋調査士	人					
地質調査	司法書士	人					
<b>登録部門及び希望業務</b>	<b>登録</b>	<b>希望</b>	<b>直前実績高（千円）</b>	<b>登録部門及び希望業務</b>	<b>登録</b>	<b>希望</b>	<b>直前実績高（千円）</b>
測量	測量一般			建築関係建設コンサルタント	建築一般		
	地図の調整				意匠		
	航空測量				構造		
建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋				暖冷房		
	湾岸及び空港				衛生		
	電力土木				電気		
	道路				建築積算		
	鉄道				機械積算		
	上水道及び工業用水道				電気積算		
	下水道				工事監理（建築）		
	農業土木				工事監理（電気）		
	森林土木				工事監理（機械）		
	水産土木				耐震診断		
	廃棄物			地区計画及び地域計画			
	造園			調査			
	都市計画及び地方計画			補償コンサルタント	土地調査		
	地質				土地評価		
	土質及び基礎				物件		
	鋼構造及びコンクリート				機械工作物		
	トンネル				営業・特殊補償		
施工計画・設備・積算			事業損失				
建設環境			補償関連				
機械			総合補償				
電気電子			その他	不動産鑑定			
地質調査				土地家屋調査			
環境測定	濃度				土壌汚染指定検査		
	特定濃度						
	音圧レベル						
	振動加速度レベル						

## 様式 9-2 記載方法

- ・受付番号は記入しないでください。
- ・年間委任の場合は、受任者の支店等の名称等を記入してください。

### ○「有資格者数（人）」欄について

- ・該当する資格等の欄に申請日現在の該当者の人数を記入してください。
- ・建設コンサルタントで、総合技術監理部門の選択科目を建設―各部門とするものうち、選択科目が建設―土質及び基礎以外のものは、「総合技術監理部門（地質除く下記科目）」欄に記入して下さい。技術士（建設部門）のうち選択科目が土質及び基礎以外のものは、「建設部門」欄に記入してください。総合技術監理部門の選択科目を建設―土質及び基礎とするもの及び総合技術監理部門の選択科目を応用理学―各部門とするものうち選択科目を応用理学―地質とするものは、「総合技術監理部門（地質調査）」欄に記入してください。技術士（建設部門）のうち選択科目を土質及び基礎とするもの及び技術士（応用理学部門）のうち選択科目を地質とするものは、「地質調査」欄に記入してください。
- ・1人で2種類以上の免許等を取得している場合については、該当する欄にそれぞれ重複して計上して下さい。ただし、1人で同一種類である1・2級、士・士補の資格を有している場合は、上位のもののみ計上してください。
- ・「公共用地経験者」の欄には、官公庁に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者の数を記入してください。
- ・その他のコンサルタント業務を希望する場合、その業務を行うために必要な資格がある場合は、その資格名と有資格者の数を空欄に記入してください。

### ○「登録部門及び希望業務」欄の記入について

- ・「登録」欄には、測量法、建設省告示（建設コンサルタント登録規程、補償コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程）、建築士法、計量法等により登録している部門に全て○印をつけてください。
- ・「希望」欄には、入札参加を希望する業務について○印をつけてください。なお、登録がない部門等については希望することができません。
- ・「直前実績高」欄には、審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を記入して下さい。金額は消費税及び地方消費税を含まず、千円単位としてください。  
なお、「測量」、「建築コンサルタント」については、各欄に書き分けるか、それぞれの分野の合計金額を記入してください。「環境測定」については4業務の合計金額を記入ください。
- ・記載がないが希望するコンサルタント業務がある場合には、「その他」の空欄に必要事項を記入してください。

## 申請書類点検表（測量・建設コンサルタント業務等）

提出する書類		提出者 点検欄	受付者 点検欄	備考
1 測量・建設コンサルタント業務等競争入札等 参加資格審査申請書	原 本			
久御山町様式 1-2				
2 委任状（年間委任をする場合。）	原 本			
久御山町様式 2-2				
3 営業の登録を証する書類	写 し			
様式は官公庁のもの				
4 使用印鑑届	原 本			
久御山町様式 3				
5 営業所一覧表	写 し 可			
6 登記事項証明書（商業登記簿謄本）	写 し 可			
7 業務経歴書（直前2年間）	写 し 可			
8 技術者経歴書	写 し 可			
10 町税の完納証明書	写 し 可			
本町税務課発行のもの		<input type="checkbox"/> 町税納税義務なし		
10 消費税及び地方消費税の納税証明書	写 し 可			
11 現況報告書	写 し			
12 財務諸表又は決算報告書	写 し			
13 平成31・32年度久御山町業者登録票（測量・建設 コンサルタント業務）	原 本			
久御山町様式 9-2				
14 申請書類点検表（測量・建設コンサルタント業務等）	原 本	—		
15 受領書（測量・建設コンサルタント業務等）	原 本			
16 返信用封筒	—			

### 申請内容についての問い合わせ先

<b>部課名等</b>		<b>担当者名 （又は行政書士名）</b>	
<b>電話番号</b>			

- ※1 この点検表により提出する書類に提出漏れがないことを点検（提出者点検欄に○印を記入）し、ファイルの申請書の前に綴ってください。
- ※2 申請内容に関する問い合わせ及び書類不備等がある場合には、上記担当者（又は行政書士）様あてにご連絡させていただきます。
- ※3 提出書類及び記載内容について不備がある場合は、受付できませんので、申請にあたっては十分留意の上、提出してください。

## 久御山町競争入札参加資格審査申請

### 受領書（測量・建設コンサルタント業務等）

受付番号	測・コン —	受付印
名称又は商号		
代表者（受任者） の役職・氏名		
有効期間	平成 31・32 年度（H31. 4. 1～H33. 3. 31）	

※「名称又は商号」「代表者（受任者）の役職・氏名」を事前にご記入ください。

※年間委任される場合は、「受任者の商号及び支店等の名称」「受任者の役職・氏名」をご記入ください。